

| | | | |
|-------|--------------|---------|-------------------|
| 事業名 | 特定鳥獣保護管理費 | | |
| 細事業名 | ニホンジカ保護管理事業費 | 財務コード | 693402 |
| 担当部課室 | 森林環境 部 | みどり自然 課 | 自然保護 担当 (内線) 6503 |

事業の概要

| | |
|------------------|---|
| 実施期間 | 始期 H18 年度 ~ 終期 年度 |
| 実施主体 | 県(直営)、(委託) |
| 事業の目的 | <p>だれ(何)を対象に 生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大しているニホンジカ</p> <p>その対象をどのような状態にして 生息数が適正な水準となっている</p> <p>結果、何に結びつけるのか 長期的かつ安定的に適正な生息数の水準を保つとともに、ニホンジカによる農林業被害が軽減されること</p> |
| 事業の内容 主にH25年度 | <p>生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大しているニホンジカによる農林業被害等が増加しているため、第2期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(平成24年度~平成28年度)に基づき、個体数調整等を実施するもの。</p> <p>ニホンジカ個体数調整捕獲事業 効果的な管理捕獲を行うため、高標高域の管理捕獲について県事業(委託)として実施</p> <p>・委託先 (一社)山梨県猟友会 ・委託内容 捕獲奨励金:15,000円/頭×2,500頭、事務費:10% ・実施箇所 標高1,000m以上の鳥獣保護区や自然植生が劣化している箇所(八ヶ岳鳥獣保護区、白鳳鳥獣保護区、大菩薩鳥獣保護区、秩父連峰鳥獣保護区、富士山北鳥獣保護区、小金沢鳥獣保護区、三ツ峠鳥獣保護区、県民の森鳥獣保護区、身延山鳥獣保護区、篠井山鳥獣保護区)</p> <p>流し猟式シャープシューティング捕獲()実証事業 ニホンジカの効果的な捕獲を促進するため、流し猟式シャープシューティング捕獲の実証事業を実施 ()野生のニホンジカを一時的に餌付けし、ハンターが車両より直接銃器によって餌付けされた全ての個体を捕殺する。</p> <p>生息モニタリング調査 個体数調整のため、糞塊密度、区画法等によるニホンジカの生息状況の把握 保護管理検討会開催 年間実施計画の策定等を行うため、保護管理検討会を開催</p> |
| 根拠法令等 | |

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

| 事業の実施状況と目標の実現度 | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | 27年度 | 事業目標の考え方 |
|--------------------------------|---|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|--|
| | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 見込値 | 目標値 | |
| 活動指標 | ニホンジカ個体数調整捕獲事業等によるニホンジカの捕獲数 (全体の捕獲数) | 2,500 (9,775) | 2,500 (12,000) | 2,500 (11,181) | 2,700 (12,000) | | 目標設定の考え方 保護管理計画の中間年に当たる今年度、目標値を再設定するため、H27・H28年度は未定 データの出典等 特定鳥獣保護管理計画 H25年度年間実施計画 |
| | 活動指標達成率 (実績値/目標値) | 100.0 % | | | | | |
| | 成果指標 | ニホンジカの推定生息数 | 38,011頭 | 29,279頭 | 34,230頭 | | 目標設定の考え方 保護管理計画において、計画最終年度未までに適正生息数4,700頭まで減少させることを目標(目標値/実績値) データの出典等 生息モニタリング調査 |
| 成果指標 | 成果指標達成率 (目標値/実績値) | 85.5 % | | | | | |
| 決算額又は予算額 (千円)うち一財額 | 45,717 26,544 | | 45,710 18,484 | | 51,407 40,445 | 51,407 40,445 | 成果指標によらない成果 |
| 所要時間(直接分) | 172 時間 | | 172 時間 | | 257 時間 | 257 時間 | |
| 所要時間(間接分) | 時間 | | 時間 | | 時間 | 時間 | |
| 所要時間計 | 172 時間 | | 172 時間 | | 257 時間 | 257 時間 | |
| 人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間) | 353 | | 353 | | 527 | 527 | |

これまでの事業の見直し・改善状況

- 平成24年度の個体数調整事業において、捕獲数を1,000頭から2,500頭に拡大
- シャープシューティング事業において、平成24・25年度の実証事業を平成26年度は本格実施とし、捕獲目標頭数を200頭とした。

活動量と成果の判断(平成25年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)

| 数値判定 | 活動量に係る一次評価 | 活動量に係る一次評価の考え方 | 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること |
|---------------|------------|----------------|-------------------------|
| H25年度活動指標の達成率 | | | |
| b | b | | |

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

| 数値判定 | 成果に係る一次評価 | 成果に係る一次評価の考え方 | 必ず記載すること |
|---------------|-----------|---------------|--|
| H25年度成果指標の達成率 | | | ニホンジカの推定生息数は、目標値29,279頭に対し実績値34,230頭となっているものの、達成率(実績値に対する目標値の割合)は85.5%となっており、意図した成果はほぼ上げている。 |
| b | b | | |

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成27年度に向けた改善等の考え方)

| 一次評価(担当部局評価結果) | | |
|----------------|---|---------|
| 見直しの必要性 | 説明 | 以外の判断項目 |
| 有 | <p>特定鳥獣保護管理計画では、平成24年度から県・市町村等の管理捕獲等により、計画最終年度(平成28年度)までにニホンジカを適正生息数の4,700頭まで減少させることとしている。このため、平成24年度からニホンジカの年間捕獲目標頭数を12,000頭に設定して捕獲を進め、本事業による捕獲目標は達成しているものの、全体の捕獲頭数は、平成24年度は9,775頭、25年度は11,181頭と目標を下回っている状況である。</p> <p>本年度は、計画期間の中間年に当たることから、生息モニタリング調査や、これまでの捕獲効果を検証した上で、鳥獣の生息数を適正な水準に減少させるなど「管理」という考え方を基調とする鳥獣保護法の改正も踏まえ、達成期間や年間の捕獲目標頭数の見直しを含めた捕獲体制の整備を検討する。</p> | e.m |

・「以外の判断項目」の欄
 a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

| 二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価 | | |
|---|----|---------|
| 見直しの必要性 | 説明 | 以外の判断項目 |
| | | |

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成27年度当初予算等での対応状況)

| 見直しの方向 | 具体的な実施計画等 | 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること |
|---------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 予算要求時に記入 予算編成後に修正等 | | |

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:みどり自然課

細事業名:ニホンジカ保護管理事業費

調書番号: 9

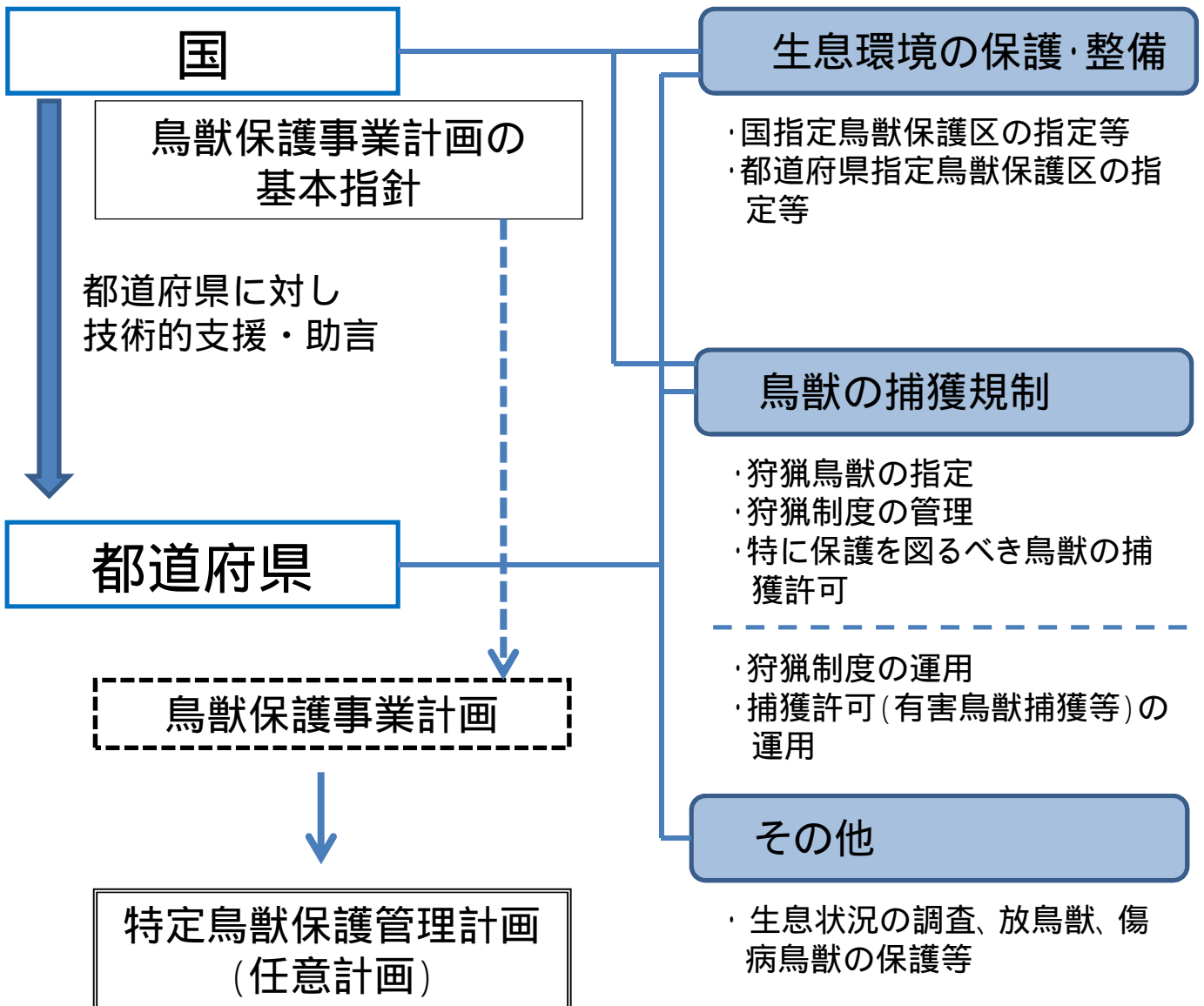
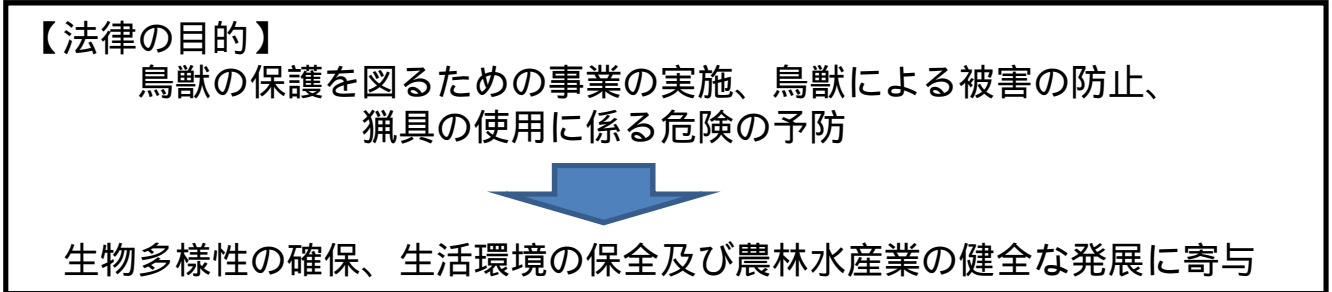
| 事業の内容を 細分化した 業務名 | 具体的な業務 プロセス(手順) | 業務の 時期 (フロー) | H25 所要 時間 (h) | H26 所要 時間 (h)A | H27 所要 時間 (h)B | 縮減等 B - A | 具体的な業務の 見直しの内容 | 見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等) |
|--|--------------------|--------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------|-------------------|--|
| 1 ニホンジカ個体 数調整捕獲事業 | 前年度の確定 | 4月～5月 | 20 | 20 | 20 | 0 | なし | 業務上必要なプロセスであり、最 短の所要時間で処理しているた め、縮減は困難である。 |
| | 前年度の支払 | 5月 | 4 | 4 | 4 | 0 | なし | |
| | 委託契約事務(当 該年度) | 4月 | 8 | 8 | 8 | 0 | なし | |
| | 従事者証の発行 | 4月～5月 12月 | 20 | 20 | 20 | 0 | なし | |
| | 猟友会との打ち合 わせ | 4月 | 4 | 4 | 4 | 0 | なし | |
| (小計) | | | 56 | 56 | 56 | 0 | | |
| 2 流し猟式シャ ープシューティ ング 捕獲実証事業 | 前年度の確定・支 払 | 4月 | 3 | 3 | 3 | 0 | なし | 業務上必要なプロセスであり、最 短の所要時間で処理しているた め、縮減は困難である。 |
| | 委託契約事務(当 該年度) | 5月 | 8 | 8 | 8 | 0 | なし | |
| | 関係機関との打ち 合わせ | 6～7月 | 15 | 40 | 40 | 0 | なし | |
| | 捕獲事業 | | 40 | 100 | 100 | 0 | なし | |
| | | | | | | 0 | | |
| (小計) | | | 66 | 151 | 151 | 0 | | |
| 3 保護管理検討 会の開催 | 年間実施計画の 策定 | 7月 | 40 | 40 | 40 | 0 | なし | 業務上必要なプロセスであり、最 短の所要時間で処理しているた め、縮減は困難である。 |
| | 検討会の開催 | 7月 | 4 | 4 | 4 | 0 | なし | |
| | 報償費・旅費の支 払 | 9月 | 6 | 6 | 6 | 0 | なし | |
| | | | | | | 0 | | |
| | | | | | | 0 | | |
| (小計) | | | 50 | 50 | 50 | 0 | | |
| 所要時間 (計) | | | 172 | 257 | 257 | 0 | | |

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

特定鳥獣保護管理計画について

1 鳥獣保護法の体系



2 特定鳥獣保護管理計画

著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護管理の目標を設定し、総合的な対策を実施

計画のねらい：地域個体群の長期にわたる安定的維持

策定主体：都道府県が策定（任意）

対象：ニホンジカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の地域個体群、またはクマ類等の地域的に著しく減少している種の地域個体群

計画達成のための三本柱

個体数管理

目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整

生息環境管理

鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備

被害防除対策

防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

計画を策定した場合に可能な特例措置

- 1 捕獲等ができる期間の延長（狩猟期間の範囲内）
- 2 捕獲制限の緩和
頭数制限（1日に1人が捕獲する頭数）を緩和
猟法制限（くくりわなの直径12cm以下を緩和等
- 3 特例休猟区制度の活用

3 山梨県における特定鳥獣保護管理計画

(1) 背景

個体数が増加傾向にあるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農林業被害や生態系被害が深刻化してきている。

(2) 目的

特定鳥獣の個体群に着目して、地域の実情や生息動向の変化に応じた適応性のある保護管理を機動的に行う仕組みを導入することで農林業被害の軽減等を実現することとする。

(3) 計画策定対象種

- ・ニホンジカ
(第1期 平成19年7月～24年3月)(第2期 平成24年4月～29年3月)
- ・イノシシ
(第1期 平成19年7月～24年3月)(第2期 平成24年4月～29年3月)
- ・ニホンザル
(第1期 平成19年7月～24年3月)(第2期 平成24年4月～29年3月)

(4) 主な実施事業

- ・ 個体数調整・・・市町村等による管理捕獲の実施（特定鳥獣適正管理事業費補助金）
県による管理捕獲の実施（ニホンジカのみ）
- ・ 被害防除・・・防止柵の設置等
- ・ 生息環境整備・・・緩衝帯の設置、放棄野菜等の片づけ等

4 第2期特定鳥獣保護管理計画の内容

| 獣種 項目 | ニホンジカ | イノシシ | ニホンザル |
|----------------------|---|---|--|
| 生息分布 と生息数 等 | <p>甲府盆地周辺を除くほぼ全域に分布、特に、八ヶ岳南麓、秩父山地、南アルプス、身延山地、富士北麓で生息密度が高く、従来、生息に不適と考えられていた高標高部や低標高部での分布が拡大</p> <p>平成22年度の調査結果によると県内の推定生息数は36,110頭</p> | <p>甲府盆地などの市街地や高標高地域を除く全域に生息</p> <p>生息数を把握する方法がなく、繁殖力が高いため、生息数把握は困難</p> | <p>従来、南アルプス、茅ヶ岳、三つ峠、秩父の4地域個体群が生息</p> <p>平成17年度・18年度の調査結果による県内の推定生息数はおおよそ70群れ、3,500頭～4,000頭</p> |
| 保護管理 目標 | 平成29年3月までに、県内のニホンジカを適正生息数である4,700頭に減らすこと | 農業被害につながっている里山の耕作地周辺のイノシシの密度を限りなく「0」に近づけること | 農地や住宅地に頻繁に出没する加害レベルの高い群れや個体を選択的に捕獲すること |
| 個体尾数 調整の内 容 | <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高1,000m以上の鳥獣保護区等における管理捕獲の実施 新たな捕獲手法の検討 <p>【市町村等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高1,000m未満の農林業地域における管理捕獲の実施 <p>【狩猟】</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲頭数制限の撤廃 狩猟期間の1ヶ月延長 狩猟期間でも捕獲が可能となる特例休猟区制度の導入 くくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20cm以下に緩和 | <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理捕獲の実施 <p>【狩猟】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟期間を1ヶ月延長 狩猟期間でも捕獲が可能となる特例休猟区制度の導入 くくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20cm以下に緩和 | <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理捕獲の実施 |
| 捕獲目標 (平成25 年度) | <p>12,000頭</p> <p>【県】 2,500頭</p> <p>【市町村等】 5,000頭</p> <p>【国等】 500頭</p> <p>【狩猟】 4,000頭</p> | <p>3,000頭</p> <p>【市町村】 1,200頭</p> <p>【狩猟等】 1,800頭</p> | <p>1,000頭</p> <p>【市町村】 1,000頭</p> |

5 ニホンジカの捕獲頭数及び農林業被害の推移

・ニホンジカの捕獲頭数及び被害額の推移

